

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位の算定構造

1 介護予防認知症対応型通所介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注										
		利用者の数に特 定人員を記入する 場合	介護-介護職員 の人数が基準に 満たない場合	2時間以上3時間 未満の介護予防 認知症対応型通 所介護を行う場 合	3時間以上5時間 未満の介護予防 認知症対応型通 所介護を行う場 合	5時間以上6時間 未満の介護予防 認知症対応型通 所介護を行う場 合	6時間以上7時間 未満の介護予防 認知症対応型通 所介護を行う場 合	7時間以上8時間 未満の介護予防 認知症対応型通 所介護を行う場 合	8時間以上9時間 未満の介護予防 認知症対応型通 所介護を行う場 合	9時間以上10時間 未満の介護予防 認知症対応型通 所介護を行う場 合	10時間以上11時間 未満の介護予防 認知症対応型通 所介護を行う場 合	11時間以上12時間 未満の介護予防 認知症対応型通 所介護を行う場 合	12時間以上13時間 未満の介護予防 認知症対応型通 所介護を行う場 合										
イ 介護予防 認知症対応型 通所介護費(1)	(1) 介護予防 認知症対応型 通所介護費(1) (標準型)	3時間以上 4時間未満	要支援1 (471 単位)	×70/100	×70/100	×63/100	1日につき +50単位	+27単位	1日につき +50単位	1日につき +150単位	1日につき +50単位 (60分×10回を 標準)	1日につき +150単位	1日につき +94単位										
		4時間以上 5時間未満	要支援2 (521 単位)																				
		5時間以上 6時間未満	要支援1 (499 単位)																				
		6時間以上 7時間未満	要支援2 (549 単位)																				
		7時間以上 8時間未満	要支援1 (705 単位)																				
		8時間以上 9時間未満	要支援2 (821 単位)																				
	(2) 介護予防 認知症対応型 通所介護費(1) (回診型)	3時間以上 4時間未満	要支援1 (425 単位)											×70/100	×70/100	×63/100	1日につき +50単位	+27単位	1日につき +50単位	1日につき +150単位	1日につき +50単位 (60分×10回を 標準)	1日につき +150単位	1日につき +94単位
		4時間以上 5時間未満	要支援2 (472 単位)																				
		5時間以上 6時間未満	要支援1 (445 単位)																				
		6時間以上 7時間未満	要支援2 (494 単位)																				
		7時間以上 8時間未満	要支援1 (661 単位)																				
		8時間以上 9時間未満	要支援2 (737 単位)																				
ロ 介護予防 認知症対応型 通所介護費(2)	(1) 3時間以上4時間未満	要支援1 (245 単位)	×63/100	1日につき +50単位	+27単位	1日につき +50単位	1日につき +150単位	1日につき +50単位 (60分×10回を 標準)	1日につき +150単位	1日につき +94単位													
		要支援2 (259 単位)																					
		(2) 4時間以上5時間未満									要支援1 (257 単位)												
											要支援2 (271 単位)												
		(3) 5時間以上6時間未満									要支援1 (409 単位)												
											要支援2 (432 単位)												
	(4) 6時間以上7時間未満	要支援1 (420 単位)																					
		要支援2 (443 単位)																					
	(5) 7時間以上8時間未満	要支援1 (490 単位)																					
		要支援2 (508 単位)																					
	(6) 8時間以上9時間未満	要支援1 (499 単位)																					
		要支援2 (524 単位)																					

注：「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目